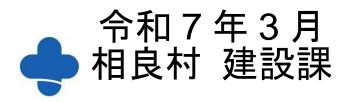
相良村トンネル維持管理計画





目次

1	はじめに	1
	1.1維持管理計画の背景 1.2計画策定の目的 1.3対象トンネルの概要	1
2	メンテナンスサイクルの基本的な考え方	
_	アンナナンハットナルの金本町な布元月	J
	2.1メンテナンスサイクルの基本的な考え方	3
3	今後の点検・修繕計画	4
	3.1点検計画期間	4
	3.2対策の優先順位の考え	
	3.3維持管理計画の策定	4
	3.4修繕内容	4
4	費用縮減の推進	5
	4.1新技術等の活用	5
	4.2 施設の集約化・撤去、費用の縮減に関する具体的な方針	5
5	計画策定体制	6
	5.1計画策定担当部署	6
	5.2計画策定に伴う意見聴取	6

1 はじめに

1.1 維持管理計画の背景

相良村で管理する道路トンネルは、四浦隧道 1 ヶ所ですが、供用後 45 年を経過しており、劣化や損傷が顕在している状況です。トンネルが担う役割は比較的大きく、村民生活のみならず、災害発生時においても重要な基盤施設です。したがって、生活の利便性と安全性の確保のためにも、限られた財源の中で効率的、計画的なトンネル維持管理を行う必要があります。

1.2 計画策定の目的

この計画では、相良村が管理するトンネルについて、持続可能な維持管理体制を確立し、**事後保全的**な修繕から、**早期措置的**な修繕に転換することで、安全で安心な道路サービスの提供を行いながら、トンネル寿命を延命することで、必要予算の平準化と維持管理コストの縮減を図ります。

- ① 持続可能な維持管理体制の確立
 - ・点検方法、点検頻度などを明確に定め、トンネル健全度を把握し、早期対策を 講じます。
- ② 事後保全対応から、早期措置修繕への転換
 - ・損傷が顕在した時点での修繕から、予防的に早期措置としての修繕に転換します。 (図 1.2.1)
- ③ 必要予算の平準化と維持管理コストの縮減
 - ・中長期的な修繕計画により予算の平準化と、計画的かつ予防的修繕によりライフサイクルコスト(LCC)の縮減を図ります。(図 1.2.2)

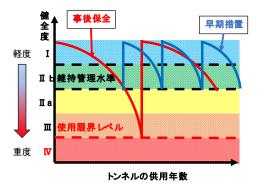


図 1.2.1 予防保全のイメージ図*1*2

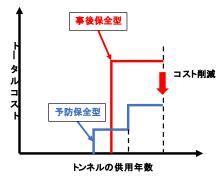


図 1.2.2 LCC イメージ図^{※2}

- ※1 出典『国土交通省_道路構造物の今後の管理・更新等のあり方(平成15年4月)』より
- ※2 出典『国土交通省 資料 5 実効的なメンテナンスサイクルの確立に向けて(平成30年)』より

1.3 対象トンネルの概要

・トンネル名: 四浦隧道(ようらずいどう)



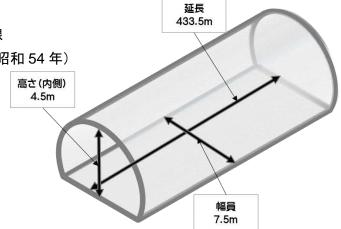


図 1.3.1) トンネルの大きさイメージ図



トンネル銘板



トンネル (人吉側)



トンネル (椎葉側)



図 1.3.2) トンネル位置図

2 メンテナンスサイクルの基本的な考え方

2.1 メンテナンスサイクルの基本的な考え方

インフラは、設置された自然環境に応じ、劣化や損傷の進行は施設ごとに異なり、 その状況は、時々刻々と変化します。現状では、これらの変化を正確にとらえ、イン フラの寿命を評価することは、技術的に困難であるという共通認識に立ち、インフラ を構成する各施設の特性を考慮したうえで、定期的な点検・診断により施設状態を正 確に把握することが重要です。

このため、トンネルの点検については、定期点検要領に基づき、5年に1度近接目視 による点検を実施し、結果については、5段階で区分することとしています。

軽度 重度

区分	定義									
I	利用者に対して影響が及ぶ可能性がないため、措置を必要としない状態。									
Шb	将来的に、利用者に対して影響が及ぶ可能性があるため、監視を必要とする状態。									
П Па	将来的に、利用者に対して影響が及ぶ可能性があるため、重点的な 監視を行い、予防保全の観点から計画的に対策を必要とする状態。									
Ш	早晩、利用者に対して影響が及ぶ可能性が高いため、早期に措置を講じる必要がある状態。									
IV	利用者に対して影響が及ぶ可能性が高いため、緊急に対策を講じる必要がある状態。									

※1 判定区分Ⅳにおける 緊急」とは、早期に措置を講じる必要がある状態から、交通開放 できない状態

図 2.1.1) 健全度診断の判断区分

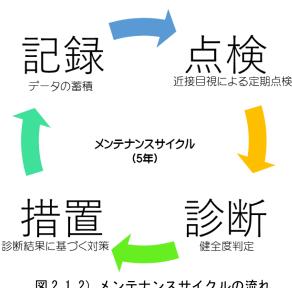


図 2.1.2) メンテナンスサイクルの流れ

3 今後の点検・修繕計画

3.1 点検計画期間

5年に1回の定期点検サイクルを踏まえ、点検間隔が明らかとなるよう計画期間は 20年とします。(前回点検 平成30年・令和5年)

なお、点検結果等を踏まえ、計画の更新を行います。

3.2 対策の優先順位の考え

相良村が管理しているトンネルは、四浦隧道 1 トンネルのみのため、点検結果等の 健全度や損傷状況により修繕・補修を行います。

3.3 維持管理計画の策定

相良村における、トンネルの状態(健全度)、実施時期、対策内容、概算の費用については、別紙(トンネル長寿命化修繕計画)のとおりです。

3.4 修繕内容

令和 5 年度 定期点検の結果、以下のような損傷を発見しております。 今回作成した長寿命化修繕計画に基づいて、損傷に見合った対策を行います。



写真 3.4.1) ひび割れ

対策:エポキシ樹脂注入工



写真3.4.2) うき

対策:はつり落としエ・FRP メッシュシートエ



写真 3.4.3) 漏水(滴水)

対策: 導水樋工

4 費用縮減の推進

4.1 新技術等の活用

厳しい財政状況や技術者不足が深刻化する中、老朽化が進むインフラを適切に維持 管理するためには、効率的な維持管理を可能とする新技術の活用が重要となります。

そのため、国土交通省の「NETIS(新技術情報提供システム)」や「点検支援性能カタログ(案)」等、効果が見られる新技術を積極的に活用します。

本村が管理する四浦隧道 1 トンネルの点検・修繕の実施にあたっては、令和 10 年度までにトータルコスト約 50 万円の縮減を図ります。

4.2 施設の集約化・撤去、費用の縮減に関する具体的な方針

相良村の道路トンネルは四浦隧道 1ヶ所のみであり、その設置場所と必要性から、 現時点での集約化や撤去の検討は困難です。しかし、定期点検の結果から得られた損 傷状況と対策の必要性に基づき、予防保全として修繕等を実施することで、大規模修 繕等の高コスト化を回避し、コストの縮減及び対策費用の平準化を図ります。

現在、事後保全から予防保全への移行段階にありますが、コストの縮減や事業効率 化において一定の効果が見込まれています。蓄積された点検データを今後の予防保全 に活用し、新技術の導入を推進することで、さらなる費用縮減と事業効率化を目指し ます。

5 計画策定体制

5.1 計画策定担当部署

相良村 建設課

TEL: 0966-35-1035

URL: https://www.vill.sagara.lg.jp/

5.2 計画策定に伴う意見聴取

意見を聴取した学識経験者等の専門知識を有する者

国立大学法人 佐賀大学

理工学部 理工学科 教授 伊藤 幸広 工学博士



(写真:意見聴取状況)

トンネル長寿命化修繕計画 (単位:百万)

対策順位	路線名/ 市道区分	トンネル名/ トンネル工法	延長 (m)	建設年 (西暦 年)	年 対策 暦 実施 年次	対策 区分	対策の内容・時期														総事業費						
順位			(m)			区分	Н30	H31/R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	松尹未貝
1	深水野原線	四浦隧道 矢板工法	433. 5	1979年	未	Ш	定期点検 6.0		設計 6.0	工事 37.1		定期点検 6.0		設計 5.0	工事 20.0		定期点検 6.0					定期点検 6.0					35. 0 (57. 1)
2																											
3																											
4																											
5																											
6																											
7																											
8																											
9																											
10																											
11																											
	予 定 事 業 費 (百 万 円)		調	直 直	2 計	費	6.0	-	6.0	-	-	6.0	-	5. 0	-	-	6. 0	-	-	-	-	6. 0	-	-	-	-	35. 0
			I	Ę	 	費	-	-	-	37. 1	-	-	-	-	20.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57. 1
			合	言	H	額	6.0	-	6.0	37. 1	-	6.0	-	5. 0	20.0	-	6.0	_	-	-	-	6.0	_	-	-	-	92. 1

※ 対策区分は『道路トンネル定期点検要領 (H31.3 国土交通省 道路局 国道・技術課)』に準拠し右図を参照する。 ※ 総事業費欄の () 書きは工事費を記す。

道路トンネル定期点検要領(H31.3 国土交通省 道路局 国道・技術課) 定期点検では、道路トンネルの変状の状況から、変状毎に表-7.1の対策区分による判定を行う。 表-7.1 対策区分 区分 定 義 利用者に対して影響が及ぶ可能性がないため、措置を必要としない 状態。 Ib 将来的に、利用者に対して影響が及ぶ可能性があるため、監視を必要とする状態。 Ia 将来的に、利用者に対して影響が及ぶ可能性があるため、重点的な 監視を行い、予防保全の観点から計画的に対策を必要とする状態。 I 特別・ 同時、利用者に対して影響が及ぶ可能性が高いため、早期に措置を 講じる必要がある状態。 IV 利用者に対して影響が及ぶ可能性が高いため、緊急に対策を講じる 必要がある状態。 ※1 判定区分IVにおける「緊急」とは、早期に措置を講じる必要がある状態から、交通開放できない状態までを